

第3期 島本町障害福祉計画

平成24年3月

島本町

はじめに

本町では、平成 23 年 3 月に「第四次島本町総合計画」を策定し、「いきいき・ふれあい・やさしい島本」を合言葉に、「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」の実現をめざし、各種施策を推進しています。

障害者施策については、平成 19 年 3 月に策定した「島本町障害者計画（後期計画）」及び平成 21 年 3 月に策定した「第 2 期島本町障害福祉計画」に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、諸施策を推進してまいりました。

近年、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。国において現在進められている障害者制度改革においては、障害者自立支援法に代わる新たな法律の検討をはじめ、障害者のみなさまの生活に関わる重要な法律の制定や改正が行われつつあります。

このような状況の中、さまざまな課題に的確に対応し、さらなる障害者福祉の向上を図るため、本町における今後の障害者施策の指針となる「第 2 次島本町障害者計画」とともに、障害福祉サービスの実施計画となる「第 3 期島本町障害福祉計画」を策定し、必要なサービスの確保と充実を図ってまいります。

計画の策定にあたっては、「島本町障害者施策推進協議会」において熱心なご審議、ご提言をいただきました。また、アンケート調査やパブリックコメントにより当事者や住民のみなさまからも多くのご意見をいただきました。みなさまのご尽力とご協力に心からお礼申し上げます。

今後この計画に基づき、総合的かつ計画的に障害者施策を推進してまいりますので、みなさまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年 3 月

島本町長 川口 裕

目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置付けと期間	2
第3節 計画の策定体制	3
第4節 計画の推進体制	3
第2章 障害福祉サービス等の現状	4
第1節 自立支援給付(障害福祉サービス)の利用状況	4
第2節 地域生活支援事業の利用状況	8
第3章 計画の基本方針	11
第4章 地域移行・就労支援などの目標設定	12
第1節 入所施設利用者の地域移行	12
第2節 福祉施設利用者の一般就労への移行等	12
第5章 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保	13
第1節 障害福祉サービス等の体系	13
第2節 自立支援給付(障害福祉サービス)の見込量と提供体制の確保	15
第3節 地域生活支援事業の見込量と提供体制の確保	20
第4節 障害児支援サービスの見込量と提供体制の確保	24
資料	26

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

<国の動向>

○ 障害者制度改革、(仮称)障害者総合支援法等の制定に向けた検討

国では、障害者権利条約の締結に向けた法整備をはじめ、障害者制度全般の集中的な改革を行うため、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害者制度改革に向けた検討を進めています。障害者自立支援法に代わる「(仮称)障害者総合支援法」について、平成25年度からの実施をめざすこととしており、また、障害者差別禁止法の制定に向けた検討も進められています。

○ 障害者自立支援法及び児童福祉法の改正

平成22年12月には、(仮称)障害者総合支援法の実施までの対応として、「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」が改正され、利用者負担・障害者の範囲の見直し、地域生活支援・相談支援の充実、障害児支援の強化などが行われました。

○ 障害者虐待防止法の制定

平成23年6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が成立し、虐待の通報や自治体による安全確認・保護などが規定され、平成24年10月から施行されることとなっています。

○ 障害者基本法の改正

平成23年8月には、「障害者基本法」が改正され、障害者の定義に発達障害が明記されたほか、その他の心身機能の障害がある人も障害者と捉えること、障害を機能障害のみではなく社会的障壁で捉えることが規定されました。また、地域社会における共生、差別の禁止、療育、防災・防犯、消費者保護などの項目が設けられています。

<大阪府の動向>

大阪府では、平成24年度からの「第4次大阪府障がい者計画(第3期大阪府障がい福祉計画)」において、基本理念を「人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」とし、5つの基本原則を「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」、「社会的障壁の除去・改善」、「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追及」、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」、「多様な主体による協働」としています。

<島本町の動向>

本町では、平成19年3月に「島本町障害者計画(後期計画)」を、平成21年3月に「第2期島本町障害福祉計画」を策定し、障害者が自立し、安心して生活できる地域づくりをめざして、必要なサービスの確保に努めながら障害者福祉施策を推進しています。

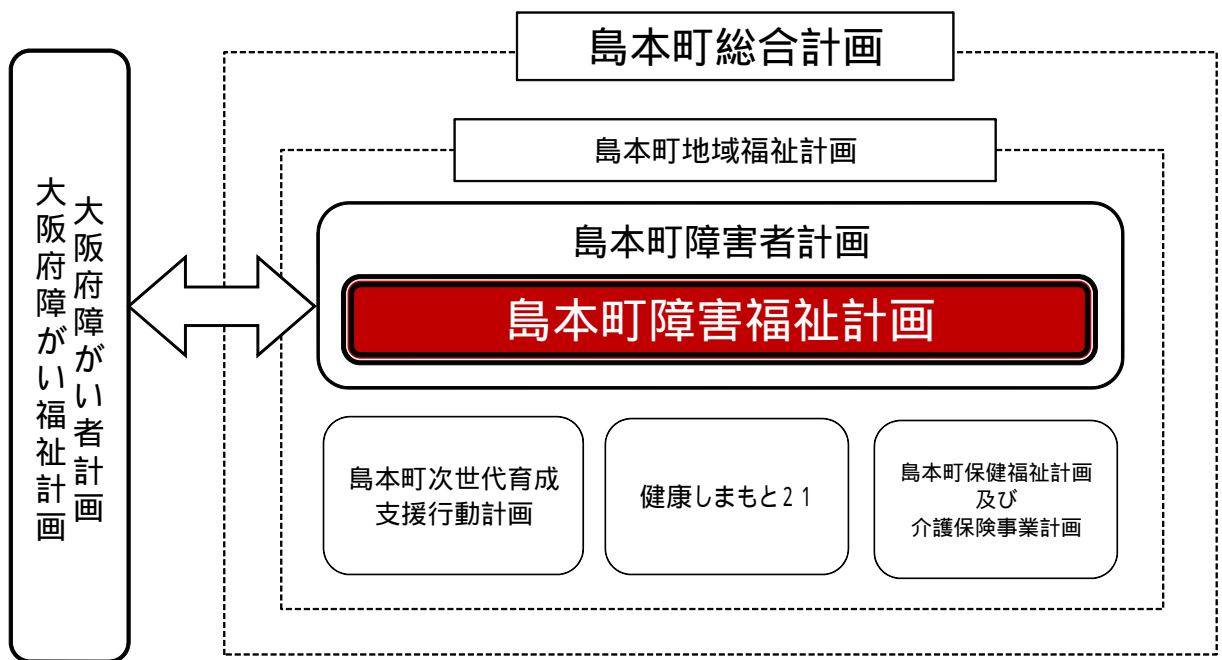
(2) 趣旨

現行の障害福祉計画が平成23年度末で終了することから、現行計画の成果の検証、障害者や家族のニーズ等を踏まえ、障害者制度改革や本町の障害者を取り巻くさまざまな課題に的確に対応し、今後も必要なサービスの確保と提供を図るため、障害福祉サービス等の実施計画として「第3期島本町障害福祉計画」を策定します。

第2節 計画の位置付けと期間

(1) 位置付け

- 「障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条第1項に定める法定計画（第3期島本町障害福祉計画）として策定するものであり、障害福祉サービス等の数値目標を中心に、その確保のための方策などを設定します。
- 本計画は、町の障害者施策全般の方向性を定める「障害者計画」（第2次島本町障害者計画）のうち、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の実施計画と位置付け、町障害者計画のほか「大阪府障がい者計画及び障がい福祉計画」、「第四次島本町総合計画」を上位計画とし、関連計画である「島本町地域福祉計画」、「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」などとの整合性を図りながら一体的に推進します。



(2) 計画期間

- 本計画は、平成26年度を目標年度として設定し、平成24年度から平成26年度までの3年を計画期間とします。
- 国の障害者制度改革の動向等により、必要に応じて見直しを行います。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1次島本町障害者計画(後期計画)						第2次島本町障害者計画					
第1期島本町障害福祉計画			第2期島本町障害福祉計画			第3期島本町障害福祉計画					

第3節 計画の策定体制

(1) 障害者施策推進協議会の開催

計画の策定にあたっては、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、計画内容について検討しました。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、障害者の実態やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調 査 名	「島本町障害者計画及び障害福祉計画」の策定に関するアンケート調査
対 象 者	障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をお持ちのすべての方
実施期間・方法	平成23年9月27日～10月20日 発送・返信とも郵送
発 送 数	1,212 件
回 答 数 ・ 回 収 率	721 件(59.5%)

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたっては、計画案を公表し、広く住民のみなさんのご意見を聞くパブリックコメント(意見募集)を実施しました。

募 集 期 間	平成24年2月1日～3月1日
資料の閲覧方法	役場など8か所に資料を設置したほか、町ホームページに掲載
応 募 方 法	持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームからの送付
意見提出件数	2件(1人)

第4節 計画の推進体制

(1) 障害者施策推進協議会

学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、進捗状況の確認・検討などを行います。

(2) 地域自立支援協議会

サービス事業者、相談支援事業者、その他関係機関などで構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」において、サービス向上や確保のための検討を行うとともに、事業者・関係機関との連携を図ります。

第2章 障害福祉サービス等の現状

第2期障害福祉計画(平成21年度～23年度)における各サービスの利用状況は次のとおりです。

第1節 自立支援給付(障害福祉サービス)の利用状況

(1) 訪問系サービス・短期入所

居宅介護(ホームヘルプサービス)

利用人員・利用時間ともに増加傾向にありますが、それぞれ計画値は下回っています。

区分		平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	29人	34人	40人
	実績値	27人	28人	34人
	達成率	93.1%	82.4%	85.0%
月あたりの平均利用時間 (時間分/月)	計画値	539時間	645時間	798時間
	実績値	467時間	512時間	528時間
	達成率	86.6%	79.4%	66.2%

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

必要量は見込んでおらず、利用実績もありません。

区分		平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	-	-	-
月あたりの平均利用時間 (時間分/月)	計画値	0時間	0時間	0時間
	実績値	0時間	0時間	0時間
	達成率	-	-	-

短期入所(ショートステイ)

利用人員・利用日数ともに増加傾向にあり、それぞれ計画値を上回っています。特に利用日数が大幅に増加しており、平成23年度には達成率が182.6%となっています。

区分		平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	11人	12人	14人
	実績値	12人	13人	17人
	達成率	109.1%	108.3%	121.4%
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	66日	78日	92日
	実績値	101日	138日	168日
	達成率	153.0%	176.9%	182.6%

(2) 日中活動系サービス

生活介護

利用人員・利用日数ともに増加傾向にあります。利用人員は、平成 22 年度に計画値に達しましたが、平成 23 年度では再び計画値を下回っています。

平成 24 年度から町立やまぶき園が新体系に移行し、生活介護サービスを開始することから、今後は増加が見込まれます。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	28 人	30 人	55 人
	実績値	26 人	30 人	33 人
	達成率	92.9%	100.0%	60.0%
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	463 日	493 日	899 日
	実績値	469 日	559 日	624 日
	達成率	101.3%	113.4%	69.4%

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

利用人員の実績は毎年 1 人で推移しています。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	0 人	0 人	1 人
	実績値	1 人	1 人	1 人
	達成率	-	-	100.0%
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	0 日	0 日	15 日
	実績値	20 日	17 日	20 日
	達成率	-	-	133.3%

就労移行支援

利用人員は 3 人から 5 人の間で推移しており、利用人員・利用日数ともに計画値を上回っています。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	3 人	3 人	3 人
	実績値	3 人	5 人	4 人
	達成率	100.0%	166.7%	133.3%
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	56 日	56 日	56 日
	実績値	61 日	95 日	61 日
	達成率	108.9%	169.6%	108.9%

就労継続支援（A型）

利用人員は2人から4人の間で推移しており、利用人員・利用日数ともに計画値を上回っています。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	1人	1人	1人
	実績値	2人	4人	2人
	達成率	200.0%	400.0%	200.0%
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	7日	7日	7日
	実績値	20日	51日	26日
	達成率	285.7%	728.6%	371.4%

就労継続支援（B型）

利用人員・利用日数は平成 23 年度に増加していますが、計画値を下回っています。

これまで同サービスの事業所は町内にありませんでしたが、平成 23 年 12 月に新たな事業所が開設されており、また、平成 24 年度から町立やまぶき園が新体系に移行し、就労継続支援 B 型サービスを開始することから、今後は増加が見込まれます。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	4人	5人	23人
	実績値	4人	4人	6人
	達成率	100.0%	80.0%	26.1%
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	66日	83日	402日
	実績値	75日	70日	90日
	達成率	113.6%	84.3%	22.4%

療養介護

当該事業の利用者がいないことから、利用実績はありません。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人
	達成率	-	-	-

児童デイサービス 【平成 24 年度から障害児通所支援に再編】

利用人員・利用日数に大きな変化はなく、計画値を下回っています。

児童福祉法の改正に伴い、平成 24 年度から障害児に対する通所サービスが再編されることから、今後は児童発達支援、放課後等デイサービスなどの新たなサービス区分により対応することとなります。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	2人	2人	2人
	実績値	0人	2人	1人
	達成率	0.0%	100.0%	50.0%
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	9日	9日	9日
	実績値	0日	5日	3日
	達成率	0.0%	55.6%	33.3%

旧法施設支援 【平成 23 年度末で終了】

障害者自立支援法の経過措置期間の終了に伴い、旧法区分による同サービスは平成 23 年度末で終了します。平成 23 年度の利用者についても、平成 24 年度からすべて新体系サービス（生活介護・就労継続支援 B 型）に移行する予定です。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	49 人	48 人	1 人
	実績値	33 人	33 人	36 人
	達成率	67.3%	68.8%	3600.0%
月あたりの平均利用日数 (人日分/月)	計画値	847 日	834 日	10 日
	実績値	598 日	598 日	651 日
	達成率	70.6%	71.7%	6510.0%

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

利用人員は、平成 21 年度以降、横ばいとなっています。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	13 人	15 人	19 人
	実績値	13 人	13 人	13 人
	達成率	100.0%	86.7%	68.4%

施設入所支援

利用人員は増加傾向にあります。このうち多くは新規利用ではなく、旧法施設入所からの移行によるものです。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	10 人	10 人	15 人
	実績値	11 人	13 人	16 人
	達成率	110.0%	130.0%	106.7%

旧法施設入所 【平成 23 年度末で終了】

障害者自立支援法の経過措置期間の終了に伴い、旧法区分による同サービスは平成 23 年度末で終了します。平成 23 年度の利用者についても、平成 24 年度から新体系の施設入所支援に移行する予定です。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	9 人	9 人	0 人
	実績値	5 人	3 人	1 人
	達成率	55.6%	33.3%	-

(4) 相談支援

サービス利用計画作成 【平成 24 年度から再編・対象者拡大】

利用人員に大きな変化はありません。障害者自立支援法の改正により、平成 24 年度からサービス利用計画作成の対象者が大幅に拡大されるため、今後は新たに再編される「計画相談支援」において、利用者の増加が見込まれます。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
月あたりの平均利用人員 (人分/月)	計画値	3 人	3 人	3 人
	実績値	2 人	1 人	2 人
	達成率	66.7%	33.3%	66.7%

第 2 節 地域生活支援事業の利用状況

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業

現在、障害者相談支援事業は、高槻市内にある「地域生活支援センターらいと」、「障害者相談支援センタースキップ」、「生活支援センターあんだんて」、「高槻地域生活支援センター」の 4 か所に委託して実施しています。

成年後見制度利用支援事業

事業を実施していますが、利用実績はありません。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
障害者相談支援事業 (箇所数)	計画値	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	実績値	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
地域自立支援協議会 (実施の有無)	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	達成	達成	達成
市町村相談支援強化事業 (箇所数)	計画値	なし	なし	なし
	実績値	なし	なし	なし
	達成率	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	計画値	なし	なし	なし
	実績値	なし	なし	なし
	達成率	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業 (実施の有無)	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	達成	達成	達成

(2) コミュニケーション支援事業

手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業

手話通訳派遣事業の利用者は少なく、計画値を大きく下回っています。

手話通訳設置事業については、役場に継続的に手話通訳を配置しています。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
手話通訳者派遣事業 (年間の利用実人員)	計画値	5 人	5 人	5 人
	実績値	1 人	0 人	1 人
	達成率	20.0%	0.0%	20.0%
手話通訳者設置事業 (設置通訳者の実人員)	計画値	1 人	1 人	1 人
	実績値	1 人	1 人	1 人
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 日常生活用具給付事業

利用件数はほぼ横ばいで、大きな変化はありません。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
(利用件数)	計画値	408 件	408 件	408 件
	実績値	395 件	430 件	390 件
	達成率	96.8%	105.4%	95.6%

(4) 移動支援事業(ガイドヘルプサービス)

利用人員・利用時間ともに増加傾向にあります。特に利用時間は大幅に増加していますが、計画値は下回っています。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
年間の利用実人員 (人分/年)	計画値	62 人	70 人	80 人
	実績値	81 人	81 人	83 人
	達成率	130.6%	115.7%	103.8%
年間の総利用時間数 (時間/年)	計画値	12,912 時間	14,712 時間	16,764 時間
	実績値	9,415 時間	11,885 時間	13,442 時間
	達成率	72.9%	80.8%	80.2%

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

町内での地域活動支援センターの設置実績はありません。なお、高槻市内にある地域活動支援センター 型（高槻地域生活支援センター）については、障害者相談支援事業を委託し、相談支援や通所利用を行っています。

区分		平成 21 年度実績	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込
基礎的事業	実施箇所数 (か所)	計画値	1 か所	2 か所
		実績値	0 か所	0 か所
		達成率	0.0%	0.0%
	年間の利用 実人員 (人分/年)	計画値	7 人	15 人
		実績値	0 人	0 人
		達成率	0.0%	0.0%
機能強化事業	実施箇所数 (か所)	計画値	0 か所	1 か所
		実績値	0 か所	0 か所
		達成率	-	0.0%

(6) その他の事業

日中一時支援事業

町内に 3 か所の事業所があり、サービス提供を行っています。

訪問入浴サービス事業

平成 23 年度で 3 人の重度身体障害者が利用されており、訪問入浴事業者が自宅に訪問し、移動式浴槽での入浴の介助を行っています。

社会参加促進事業など

精神障害者グループワーク、ふれあいスポーツ教室・大会事業、声の広報事業、障害者自動車運転免許取得助成事業、身体障害者自動車改造助成事業、奉仕員等養成事業等を行っています。

第3章 計画の基本方針

(1) 基本理念

自己決定と自己選択の尊重

福祉サービスの利用にあたり、障害者自らの意思による選択を尊重するとともに、多様な選択を可能とするサービス資源やメニューの確保に努めます。

自立して地域で生活するためのサービス基盤の整備・充実

障害者が地域で自立し、安心して生活する環境づくりを進めるため、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援、福祉用具の支給、コミュニケーション支援などの各種福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

障害児の発達を支援するためのサービス基盤の整備・充実

児童福祉法の改正により、平成 24 年度から、障害児に対する通所サービス・相談支援サービスが再編・創設されることから、新たな制度への対応を中心に、障害児の療育や生活を支援するためのサービス提供体制の充実を図ります。

(2) 基本目標

相談支援体制の充実

障害者自立支援法・児童福祉法の改正による基幹相談支援センターの新設や、サービス利用計画作成の対象者拡大などの新たな制度への対応を中心に、相談支援の充実を図ります。

生活の場・日中活動の場の確保

日常生活の基盤となる「生活の場」・「活動の場」の確保をめざし、ケアホームなどの居住系サービスや、日中活動系サービスの充実を図ります。

就労支援の充実

企業や福祉施設などでの「働く場」の確保を図るため、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどの充実を図ります。

障害児支援の充実

児童発達支援、放課後等デイサービスなどの通所サービスや、障害児相談支援などの相談支援サービスの事業所の確保に努めます。

入所施設や病院からの地域移行の促進

入所や入院からの地域生活への移行を促進するため、地域相談支援などの相談支援サービス、ケアホームなどの住まいの場、日中活動の場の充実に努めます。

第4章 地域移行・就労支援などの目標設定

第1節 入所施設利用者の地域移行

平成17年を基準とし、平成26年度末を目標とする地域移行等の目標値として、施設入所者数の削減見込数、施設退所者のうち地域生活に移行した人の見込数を設定します。

項目		数値	備考
平成17年10月1日時点の施設入所者数	A	21人	
平成26年度末時点の施設入所者数	B	14人	平成26年度末時点の施設入所者数の見込み
【目標値】削減見込数 (削減率)	A-B	7人 (33%)	平成17年の数値に対する差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数 (移行率)		7人 (33%)	施設退所者のうち、ケアホームに入居するなど地域生活に移行する人の見込数(平成17年から平成26年度末までの累計)

*平成23年度末時点の見込数(施設入所者16人、地域生活移行者の累計2人)

第2節 福祉施設利用者の一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

平成26年度中(単年度)において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

項目	数値	備考
平成17年度の一般就労移行者数	0人	福祉施設利用者のうち、平成17年度中に一般就労に移行した人の数
【目標値】平成26年度の一般就労移行者数	4人	福祉施設利用者のうち、平成26年度中に一般就労に移行する人の見込数

(2) 就労移行支援事業、就労継続支援(A型)の利用者数

項目	数値
【目標値】平成26年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	5人
【目標値】平成26年度末時点の就労継続支援(A型)の利用者数	4人

(3) 就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

項目	数値
平成22年度の工賃の平均額など、基準となる額	7,029円
【目標値】平成26年度の工賃の平均額	10,029円

第5章 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保

第1節 障害福祉サービス等の体系

平成24年度からの障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく、障害者・児を対象とした障害福祉サービスの事業体系と内容は次のとおりです。

- * 平成22年12月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、新設・再編されたサービスがあります。また、今後、国において平成25年度からの実施をめざしている「(仮称)障害者総合支援法」では、サービス体系・内容の変更が予定されています。

(1) 自立支援給付(障害福祉サービス) (障害者自立支援法)

訪問系サービス・短期入所	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事の介助や、家事の援助、通院の介助などを行います。
	同行援護	【平成23年10月から開始】移動が困難な視覚障害者が外出する際に、代読などの支援や、食事や排せつなどの介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者に対し、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う「重度訪問介護」の提供を行います。
	行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所	介護者が病気などの場合に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
日中活動系サービス	生活介護	常時介護を要する障害者に対し、日中に障害者施設などで、入浴・排せつ・食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。「機能訓練」は身体機能向上のための訓練などを、「生活訓練」は生活能力向上のための訓練などを提供します。
	就労移行支援	一般の事業所への就労のため、一定の期間、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の仕事所に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。「A型」は雇用契約に基づく就労の機会や訓練などを、「B型」は雇用契約によらない就労の機会や訓練などを提供します。
	療養介護	主に日中に病院等の施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。
サービス 居住系	共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活援助では、主に夜間に、共同生活を営む住居での相談、その他の日常生活上の援助を行います。共同生活介護では、主に夜間に、共同生活を営む住居での入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
	施設入所支援	施設入所者を対象に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
相談支援	計画相談支援	【平成24年4月から再編・対象者拡大】障害福祉サービスの利用者に対し、サービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。
	地域移行支援	【平成24年4月から開始】入院中の精神障害者、施設入所者が地域に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。
	地域定着支援	【平成24年4月から開始】地域での生活を始めた人が安心して生活できるよう、支援を提供します。
補装具費の支給	身体機能を補う補装具の購入費、修理費の支給を行います。	
自立支援医療	障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)にかかる費用を支給します。	

(2) 地域生活支援事業 (障害者自立支援法)

相談支援事業	相談支援事業	障害福祉サービス利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供・助言などを行い、自立した日常生活・社会生活が送れるよう支援します。
	基幹相談支援センター	【平成24年4月から新設】地域の相談支援の拠点として、相談機能のほか、権利擁護・虐待防止、地域移行などの役割を担います。
	市町村相談支援強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難で、支援を必要とする障害者に対し、入居に必要な調整等の支援や、家主への相談・助言などを行います。
成年後見制度利用支援事業		判断能力が十分でない障害者の福祉サービス利用などを支援するため、成年後見制度の利用支援を行います。
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置 手話通訳者派遣 要約筆記者派遣	聴覚障害者等を対象に、役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談などの手話通訳を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、コミュニケーションを支援します。
日常生活用具給付事業		日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業(ガイドヘルプサービス)		外出が困難な人(全身性障害者・知的障害者・精神障害者等)に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の介助を行います。
地域活動支援センター		生産活動・創作的活動の機会の提供や、社会との交流の促進などを行う通所型施設として、障害者の地域生活を支援します。
その他の事業	日中一時支援事業	日中、施設で障害者(児)に活動の場を提供し、見守りや社会適用に必要な訓練などを行います。
	身体障害者(児)訪問入浴サービス事業	自宅浴槽での入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴事業者が自宅を訪問し、移動式浴槽での入浴の介助を行います。
	社会参加促進事業など	精神障害者グループワーク、ふれあいスポーツ教室・大会事業、声の広報事業、障害者自動車運転免許取得助成事業、身体障害者自動車改造助成事業、奉仕員等養成事業などを実施します。

(3) 障害児支援 (児童福祉法) 【平成24年4月から開始】

障害児通所支援	児童発達支援	障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供します。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害児に対し、サービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービス利用計画を作成するなどの相談支援を行います。

第2節 自立支援給付(障害福祉サービス)の見込量と提供体制の確保

障害者自立支援法に基づく自立支援給付について、第2期計画(平成21年度～平成23年度)の実績や、今後の事業所確保の動向などを勘案し、平成24年度から26年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保の方策などを示します。

(1) 訪問系サービス・短期入所

居宅介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事の介助や、家事の援助、通院の介助などを行います。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	39人	43人	47人
月あたりの平均利用時間	(時間分/月)	550時間	614時間	678時間

同行援護

移動が困難な視覚障害者が外出する際に、代読などの支援や、食事や排せつなどの介護を行います。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	8人	8人	8人
月あたりの平均利用時間	(時間分/月)	70時間	70時間	70時間

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者に対し、居宅における介護から外出介助までを行うサービスを提供します。「行動援護」は、知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する重度障害者を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	0人	0人	0人
月あたりの平均利用時間	(時間分/月)	0時間	0時間	0時間

短期入所(ショートステイ)

介護者が病気などの場合に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	20人	21人	22人
月あたりの平均利用日数	(人日分/月)	180日	190日	200日

【見込量算出の考え方】

- 訪問系サービス及び短期入所については、第2期計画の増減数・伸び率などの実績を勘案し、数値を設定しています。
- 平成23年10月に創設された「同行援護」については、それまで視覚障害者の外出介助に対応していた移動支援事業の対象者をもとに数値を設定しています。

【確保のための方策】

- 「居宅介護」・「同行援護」を実施する事業所の確保、ヘルパーの確保と質の向上に努めます。
- 「短期入所」については、ニーズの増加や緊急時への対応を図るため、町内外の事業所と連携し、サービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

常時介護を要する障害者に対し、日中に施設などで、入浴・排せつ・食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	66人	71人	76人
月あたりの平均利用日数	(人日分/月)	1,188日	1,278日	1,368日

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。「機能訓練」は身体機能向上のための訓練などを、「生活訓練」は生活能力向上のための訓練などを提供します。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	1人	1人	1人
月あたりの平均利用日数	(人日分/月)	18日	18日	18日

就労移行支援

一般の事業所への就労のため、一定の期間、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	4人	5人	5人
月あたりの平均利用日数	(人日分/月)	68日	85日	85日

就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。「A型」は雇用契約に基づく就労の機会や訓練などを提供します。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	1人	3人	4人
月あたりの平均利用日数	(人日分/月)	18日	54日	72日

就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。「B型」は雇用契約によらない就労の機会や訓練などを提供します。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	23 人	26 人	29 人
月あたりの平均利用日数	(人日分/月)	399 日	453 日	485 日

療養介護

主に日中に病院等の施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
月あたりの利用実人員	(人/月)	3 人	3 人	3 人

【見込量算出の考え方】

- 日中活動系サービスについては、第2期計画の増減数・伸び率などの実績とともに、町内事業所の動向、法改正の影響などを勘案して数値を設定しています。
- 「生活介護」については、平成24年度からの町立やまぶき園の新体系移行(生活介護サービスを開始)、町内事業所の移転新築などの状況を勘案して数値を設定しています。
- 「就労継続支援B型」については、平成23年12月の町内事業所の新規開設、平成24年度からの町立やまぶき園の新体系移行(就労継続支援B型サービスを開始)などの状況を勘案して数値を設定しています。
- 「療養介護」については、これまで利用者はいませんでした。児童福祉法の改正に伴い、平成24年度から旧重症心身障害児施設に入所する18歳以上の障害者が障害者自立支援法のサービスに移行することから、その対象者数を新たに見込んでいます。

【確保のための方策】

- 新たに移行・新築・開設された町内事業所を十分に活用するため、利用者への周知やコーディネートなどに努めます。
- 就労支援の充実を図るため、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練の活用を図るとともに、工賃水準向上のための取組みを支援します。
- 支援学校の進路指導との連携などを図り、新規卒業者のサービス利用を支援します。

(3) 居住系サービス

共同生活援助、共同生活介護

共同生活援助(グループホーム)では、主に夜間に、共同生活を営む住居での相談、その他の日常生活上の援助を行います。共同生活介護(ケアホーム)では、主に夜間に、共同生活を営む住居での入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
月あたりの利用実人員	(人/月)	15 人	16 人	20 人

施設入所支援

施設入所者を対象に、主として夜間に、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
月あたりの利用実人員	(人/月)	15 人	14 人	14 人

【見込量算出の考え方】

- 居住系サービスについては、第2期計画の増減数・伸び率などの実績とともに、地域移行の目標達成に向けた取組みや、新たな事業所の確保などを勘案して数値を設定しています。

【確保のための方策】

- 「共同生活介護(ケアホーム)」については、地域移行や自立のために重要な資源であることから、町内外の事業所と連携し、サービスの確保に努めます。また、町内での新たなケアホームの設置に向けた事業所の取組みを支援します。
- 「施設入所支援」については、ケアホーム確保などの取組みと連動して既存の入所者に対する地域移行の促進を図るとともに、入所を必要とする新規利用者のサービス利用を支援します。

(4) 相談支援

計画相談支援

障害福祉サービスの利用者に対し、サービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	8 人	15 人	23 人

地域移行支援

入院中の精神障害者、施設入所者が地域に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	1 人	1 人	1 人

地域定着支援

地域での生活を始めた障害者が安心して生活できるよう、支援を提供します。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	1 人	1 人	1 人

【見込量算出の考え方】

- 相談支援については、障害者自立支援法の改正による平成 24 年度からの相談支援サービスの再編・創設と、サービス利用計画作成の対象者拡大を勘案して数値を設定しています。
- 「計画相談支援」については、平成 24 年度からの3年間で障害福祉サービスを利用する全ての人数を対象とする方針が国から示されていることから、段階的に増加し、平成 26 年度において全サービス利用者数に達する形で数値を設定しています。
 - ➔ 既存のサービス利用計画の作成対象者は毎月、施設入所者は年1回、その他の障害福祉サービス利用者は年2回利用するものとして月平均の利用人数を算定しています。
- 「地域移行支援」・「地域定着支援」については、入所・入院からの地域移行に活用する支援であることから、地域移行の数値目標などを勘案して設定しています。

【確保のための方策】

- いずれのサービスも法改正に伴い、平成 24 年度から新たに開始される事業であるため、事業所の確保が重点課題となります。町外の相談支援事業所との連携に努めるほか、町内での事業所確保に向けた検討を行います。

第3節 地域生活支援事業の見込量と提供体制の確保

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業について、第2期計画（平成21年度～平成23年度）の実績や、今後の事業所確保の動向などを勘案し、平成24年度から26年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保の方策などを示します。

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業

障害福祉サービス利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供・助言などを行い、自立した日常生活・社会生活が送れるよう支援します。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
実施箇所数	(か所)	4か所	4か所	5か所

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、相談機能のほか、権利擁護・虐待防止、地域移行などの役割を担います。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
設置の有無	(有・無)	無	無	有

市町村相談支援機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
実施の有無	(有・無)	無	無	無

住宅入居等支援事業

保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難で、支援を必要とする障害者に対し、入居に必要な調整等の支援や、家主への相談・助言などを行います。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
実施の有無	(有・無)	無	無	無

【見込量算出の考え方】

- 「障害者相談支援事業」については、高槻市にある既存の4か所の事業所に加え、相談支援体制充実のため町内での事業所確保をめざす観点から数値を設定しています。
- 「基幹相談支援センター」については、相談支援だけでなく、権利擁護や虐待防止、地域自立支援協議会の充実などの諸課題に対応する拠点として、設置を検討します。

【確保のための方策】

- 「障害者相談支援事業」については、既存の事業所との連携強化を図るとともに、町内での事業所確保に向けた検討を行います。
- 「基幹相談支援センター」についても、設置に向けた検討を行います。

(2) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない障害者の福祉サービス利用などを支援するため、成年後見制度の利用支援を行います。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
年間の実利用者数	(人/年)	1人	1人	1人

【見込量算出の考え方】

- これまで利用実績はありませんが、ひとり暮らしの障害者や、虐待を疑われるケースへの対応を見込んで数値を設定しています。

【確保のための方策】

- 障害者の権利擁護・虐待防止施策を推進し、福祉サービス利用を支援するために重要な事業であることから、関係機関と連携して体制整備を図り、迅速かつ適切な対応に努めます。

(3) コミュニケーション支援事業

聴覚障害者等を対象に、役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談などの手話通訳を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、コミュニケーションを支援します。

手話通訳者設置事業

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
手話通訳者の設置数	(人/年)	1人	1人	1人

手話通訳者派遣事業

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
年間の実利用者数	(人/年)	2人	2人	2人

要約筆記者派遣事業

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
年間の実利用者数	(人/年)	0人	0人	1人

【見込量算出の考え方】

- 「手話通訳者設置事業」については、現在の配置体制を継続します。
- 「手話通訳者派遣事業」については、第2期計画の実績や聴覚障害者数の動向を勘案して数値を設定しています。
- 「要約筆記者派遣事業」については、現在実施していませんが、今後の実施に向けた検討を踏まえて数値を設定しています。

【確保のための方策】

- 「手話通訳者設置事業」・「手話通訳者派遣事業」については、手話通訳者の配置・派遣体制の維持・充実を図るとともに、利用者に対する情報提供に努めます。
- 「要約筆記者派遣事業」については、人材の確保など、実施に向けた検討を行います。

(4) 日常生活用具給付事業

日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

用具種別・単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
介護訓練支援用具	年間給付件数	3 件	3 件	3 件
自立生活支援用具	年間給付件数	3 件	3 件	3 件
在宅療養等支援用具	年間給付件数	4 件	4 件	4 件
情報・意思疎通支援用具	年間給付件数	4 件	4 件	4 件
排せつ管理支援用具	年間給付件数	385 件	400 件	415 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	年間給付件数	1 件	1 件	1 件

【見込量算出の考え方】

- 第2期計画の実績を勘案し、数値を設定しています。

【確保のための方策】

- 給付制度や対象品目の情報提供に努めます。
- 新たな機器の開発や、障害者の生活実態・ニーズに的確に対応するため、適宜、対象品目や基準限度額の見直しを行います。

(5) 移動支援事業(ガイドヘルプサービス)

外出が困難な人(全身性障害者・知的障害者・精神障害者等)に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の介助を行います。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
年間の実利用者数	(人/年)	82 人	86 人	90 人
年間の総利用時間数	(時間/年)	13,287 時間	13,894 時間	14,501 時間

【見込量算出の考え方】

- 第2期計画の実績や、障害者数の動向などを勘案し、数値を設定しています。

【確保のための方策】

- 利用者・家族に対する情報提供に努めます。
- ガイドヘルパー養成研修などにより、供給体制の充実、サービスの質の向上を図ります。
- 利用者や事業所のニーズに対応し、グループ支援、車両移送の導入に向けた検討を行います。

(6) 地域活動支援センター

生産活動・創作的活動の機会の提供や、社会との交流の促進などを行う通所型施設として、障害者の地域生活を支援します。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
実施箇所数	(か所)	1 か所	1 か所	1 か所
年間の実利用者数	(人 / 年)	6 人	6 人	6 人

【見込量算出の考え方】

- これまで町内に設置実績はありません。町内事業所の移行を見込んで数値を設定しています。

【確保のための方策】

- 事業所への運営支援を行います。

(7) その他の事業

日中一時支援事業

日中に施設で障害者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会適用に必要な訓練などを行います。

訪問入浴サービス事業

自宅浴槽での入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴事業者が自宅を訪問し、移動式浴槽での入浴の介助を行います。

社会参加促進事業など

精神障害者グループワーク、ふれあいスポーツ教室・大会事業、声の広報事業、障害者自動車運転免許取得助成事業、身体障害者自動車改造助成事業、奉仕員等養成事業などを実施します。

【確保のための方策】

- 「日中一時支援事業」は、地域の障害者・児の日中活動、放課後活動の場として定着しており、今後も町内事業所と連携したサービス提供を行います。
- 「精神障害者グループワーク」は、精神障害者の交流やレクリエーションを行う集いの場として重要な資源であり、対象者への情報提供やプログラムの充実により、利用者の増加を図ります。
- 「ふれあいスポーツ教室・大会」については、本町の障害者スポーツ事業の中核となる事業であり、社会参加や交流促進の観点からも、今後も利用者の増加やプログラムの充実に向けた取り組みを行います。
- 「声の広報事業」については、視覚障害者への情報提供に努めるとともに、音声データのホームページへの掲載など、さらなる利便性の向上に向けた取り組みを検討します。

第4節 障害児支援サービスの見込量と提供体制の確保

児童福祉法の改正により、平成24年度から、障害児に対する通所サービスが大幅に再編され、市町村に移管されるとともに、相談支援サービスの充実も図られます。

これらの新たなサービスに対応し、障害児への療育・相談支援などを計画的に推進するため、サービス見込量を設定するとともに、確保に向けた方策を示します。

(1) 障害児通所支援

児童発達支援

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供します。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	7人	7人	12人
月あたりの平均利用日数	(人日分/月)	56日	56日	96日

医療型児童発達支援

肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	1人	1人	1人
月あたりの平均利用日数	(人日分/月)	12日	12日	12日

放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対し、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供します。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	1人	1人	5人
月あたりの平均利用日数	(人日分/月)	10日	10日	50日

保育所等訪問支援

保育所等を利用中または今後利用予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

単位		平成24年度見込	平成25年度見込	平成26年度見込
月あたりの平均訪問回数	(回数/月)	0回	0回	1回

【見込量算出の考え方】

- 障害児通所支援については、第2期計画における児童デイサービスの利用実績や、現行の障害児通園施設の利用者数のほか、事業所の確保に向けた取組みなどを勘案して数値を設定しています。

【確保のための方策】

- いずれのサービスも法改正に伴い平成24年度から新たに開始する事業であるため、事業所の確保が重点課題となります。町外の事業所との連携に努めるとともに、町内での事業所の確保に向けた検討を行います。

(2) 相談支援

計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害児に対し、サービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	1人	2人	3人

障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービス利用計画を作成するなどの相談支援を行います。

単位		平成 24 年度見込	平成 25 年度見込	平成 26 年度見込
月あたりの平均利用人員	(人分/月)	2人	2人	3人

【見込量算出の考え方】

- 相談支援については、児童福祉法の改正による平成 24 年度からの再編とサービス利用計画作成の対象者拡大を勘案して数値を設定しています。
- 「計画相談支援」については、平成 24 年度からの3年間で障害福祉サービスを利用する全ての人数を対象とする方針が国から示されていることから、段階的に増加し、平成 26 年度において全サービス利用者数に達する形で数値を設定しています。
- 「障害児相談支援」についても、障害児通所支援の利用者数や、町内事業所の確保などを勘案して数値を設定しています。

【確保のための方策】

- いずれのサービスも法改正に伴い平成 24 年度から新たに開始する事業であるため、事業所の確保が重点課題となります。町外の事業所との連携に努めるとともに、町内での事業所の確保に向けた検討を行います。

島本町障害施策推進協議会条例

平成 13 年 7 月 13 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 26 条第 4 項の規定に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、島本町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、民生部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 45 年島本町条例第 27 条)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 16 年 10 月 8 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 80 号)附則第 1 条ただし書(第 2 条に係る部分に限る。)に定める日から施行する。

島本町障害者施策推進協議会 委員名簿

氏名	所属	備考
安達 正	社団法人高槻市歯科医師会	
加藤 令子	島本町民生委員児童委員協議会	
栗山 隆信	社団法人高槻市医師会 副会長	会長
小寺 鐵也	種智院大学 非常勤講師	副会長
澤田 一郎	島本障害者共働作業所 経営委員長	
島田 秀和	大阪府茨木保健所 地域保健課長	
徐 未子	島本町手をつなぐ親の会 会長	
角倉 潤	茨木公共職業安定所 所長	
高瀬 佐都美	島本町立やまぶき園 施設長	
高盛 治代	あじさい*心の集い 代表	
竹井 英子	社会福祉法人島本町社会福祉協議会 副会長	
宮川 トモ子	島本町身体障害者福祉協会 書記	
村瀬 愛	社会福祉法人大阪水上隣保館 法人事務局長	
藪下 伸一	社会福祉法人島本福社会 理事	

(五十音順・敬称略)

島本町障害施策推進協議会 開催経過

回数	開催日	案件
第1回	平成23年8月29日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最近の障害者施策の動向について 2. 町計画策定に係るアンケート調査の実施について 3. その他
第2回	平成23年12月22日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート調査報告について 2. 次期「障害者計画及び障害福祉計画」の骨子案について 3. 今後のスケジュールについて 4. その他
第3回	平成24年1月23日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次期「障害者計画及び障害福祉計画」について 2. その他
第4回	平成24年2月10日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次期「障害者計画及び障害福祉計画」について 2. その他
第5回	平成24年2月20日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次期「障害者計画及び障害福祉計画」について 2. その他
第6回	平成24年3月12日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次期「障害者計画及び障害福祉計画」について 2. その他

島民福第 2584 号
平成 24 年 3 月 12 日

島本町障害者施策推進協議会
会長 栗山 隆信 様

島本町長 川口 裕

第 2 次島本町障害者計画（案）及び第 3 期島本町障害福祉計画（案）
について（諮問）

第 2 次島本町障害者計画及び第 3 期島本町障害福祉計画を策定するにあたり、島本町
障害者施策推進協議会条例第 1 条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

平成 24 年 3 月 12 日

島本町長 川口 裕 様

島本町障害者施策推進協議会
会長 栗山 隆信

第 2 次島本町障害者計画（案）及び第 3 期島本町障害福祉計画（案）
について（答申）

平成 24 年 3 月 12 日付けで貴職より諮問のあった標記について、次のとおり答申します。

記

第 2 次島本町障害者計画（案）及び第 3 期島本町障害福祉計画（案）については、概ねその内容を妥当なものと認め、計画（修正案）を添えて答申する。

なお、特に下記の付帯意見に留意され、円滑な事業実施に努められたい。

< 意見 >

1. サービス利用者とその家族に対する十分な情報提供や説明、ニーズの把握、人権やプライバシーの保護を図り、それぞれの障害特性や生活状況に応じた利用者本位のサービス提供に努められたい。
2. 国の障害者制度改革に的確に対応し、今後改正・創設される各種制度やサービスについて、事業所の確保や支援体制の整備を図り、円滑な実施に努められたい。
3. 地域自立支援協議会について、地域の課題に対応し、サービス向上やサービス資源の確保、事業者間の連携などを図るため、機能の強化と活動の充実に努められたい。
4. 基幹相談支援センターの設置に向けた検討や、サービス利用計画の作成対象者拡大に対応するための事業所確保など、地域の相談支援体制の整備に努められたい。
5. 住民の障害者福祉に対する切実な要望に対し、自治体としての責任と権限において、サービス基盤の整備及び財源の確保を図り、障害者施策のさらなる拡充に努められたい。
6. 本計画を着実に実行するため、常に事業の進捗管理を行い、その情報を住民や関係者に公表されたい。
7. 本計画以外に予期せぬ対策が求められた時には、適切・迅速な対策を講じられたい。

あ行

インクルーシブ

「包み込む」、「包含する」という意味で、障害者のある人も他の人といっしょに地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障害のある人を地域社会の中で包み込んで、共に支えていくことです。大阪府障がい者計画の基本原則の中で、この用語がつかわれています。

さ行

障害者基本法(しょうがいしゃきほんほう)

障害者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者福祉を増進することを目的として制定された法律です。

障害者自立支援法(しょうがいしゃじりつしえんほう)

障害者がある能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定された法律です。

成年後見制度(せいねんこうけんせいど)

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利や財産などを守るため、本人・親族などの申立てにより、財産管理や契約などの法律行為を代理、補助する後見人など(成年後見人・保佐人・補助人)を家庭裁判所が選任する制度です。なお、親族のいない対象者などの場合は、必要に応じて町長が申立てを行います。

は行

発達障害(はったつしょうがい)

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもの」と定義されています。

パブリックコメント

町の意見公募制度のことです。町が基本的な施策などに関する計画や条例などを策定するときに、住民にその案を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して意志決定を行い、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する制度です。

ら行

療育(りょういく)

主に、障害をもつ子どもの機能を高め、社会的に自立することを目的としておこなう「治療」と「教育」のことをいいます。

第3期島本町障害福祉計画

平成24年3月

発行 島本町 民生部 福祉保健課

郵便番号 618-8570

住所：大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話： 075-961-5151

ファックス：075-962-5652